

一般社団法人 発明学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 発明学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発明を奨励するとともに創意工夫の高揚を図り、発明考案品の実施化促進と知的財産権制度の普及啓発を行なうことにより、科学技術を振興し、もって産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 発明考案の指導、相談並びに発明の奨励に関する事業

(2) 発明考案品の実施化の指導、相談、斡旋に関する事業

(3) 知的財産権制度の普及啓発に関する事業

(4) 前号各号に関する教育及び人材の育成に関する事業

(5) 会誌の発行並びに発明奨励に関する情報誌及び知的財産権制度の普及啓発に関する情報誌の発行

(6) 各地で開催する日曜発明学校の指導及び情報提供に関する事業

(7) 発明展及び発明コンクールの開催並びに発明奨励に関する表彰事業

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人の目的の推進に資するため、次の事業を行う

(1) 発明及び知的財産権制度の普及啓発に関する取次ぎ図書の販売に関する事業

(2) 発明考案の材料及び発明考案品の販売に関する事業

(3) 貸室に関する事業

(4) その他前各号に定める事業に関する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

(2) 名誉会員 この法人に功労のあった者、又は学識経験者で総会において推薦された者

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するため入会した個人又は法人

3. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書により申請をし、会長の承認をえなければならない。但し、第6条第2項第2号に規定する名誉会員を除く。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上納入しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任及び解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 事業計画書及び収支予算書の承認
5. 貸借対照表及び損益決算書（正味財産増減計算書）の承認
6. 定款の変更
7. 解散及び残余財産の処分
8. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会を招集するときは、総会の目的、場所、及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

3. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 正会員は委任状その他代理権を証明する書面(電磁的方法によるものを含む)を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5. 理事会において、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めることにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を会長とし、1名を専務理事とする。

3. 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2. 会長及び専務理事は理事会の決議によって理事のなかから選定する。

3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4. 理事のいずれか1人とその親族その他特殊な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。

5. 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 専務理事は、会長を補佐してこの法人の業務を執行する。

4. 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事については、再任を妨げない。

5. 理事又は監事は第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(総裁、顧問、及び参与)

第29条 本会に総裁1名並びに顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 総裁は理事会の決議により推戴し、顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3. 総裁、顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4. 第25条第1項の規定は、顧問及び参与に準用する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会をおく。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定。

(2) 理事の職務の執行の監督。

(3) 会長及び専務理事の選定及び解職。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会の出席理事の中から理事会の議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3. 理事は自ら理事会に出席せず書面又は代理人をもって議決権を行使することはできない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間(、又従たる事務所に3年間)備え置くとともに、定款(を主たる事務所及び従たる事務所に)、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において総会員数の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は総会において総会員数の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、定時総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第43条 この法人の公告は、電子公告とする。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局その他

(事務局及び職員)

第44条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び所要の職員を置く。

2. 事務局長及び重要な職員は会長が理事会の承認を得て任免する。

3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(附則)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行なったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の代表理事（会長）は中本繁実とし、業務執行理事（専務理事）黒澤正明とする。

付則 この規程は本社の設立登記の日（平成25年4月1日）から実施する。